

M&Aを推進するための税制

「中小企業事業再編投資損失準備金」について

今回は税法の期限立法（2027年3月31日まで）の**中小企業事業再編投資準備金**（以下、準備金という。）について説明します。
この準備金は中小企業者の皆さんが、相手企業の株式取得により、**自社のグループ化（M&A）**する場合に利用できます。

1, ☆株式取得金額（M&A）の7割を損金処理できる。☆

例えば1億円で株式を取得した場合、7千万円が損金計上（準備金として積立）となります。

この準備金は5年間後から益金計上する必要があります。

要件1⇒中小企業者等であること

要件2⇒2027年3月31日までに経営向上計画の認定を受けていること、しかも、事業承継等事前調査（実施する予定のデューデリジェンスの内容）に関する事項が記載されていること。

要件3⇒株式取得によりM&Aを実施する（取得価額が10億円以下に限る）。

2, ☆M&Aで株式取得価額の9割を損金処理できる。☆

例えば1億円で株式を取得した場合、9千万円が損金計上（準備金として積立）となります。

この準備金は10年間後から益金計上する必要があります。

要件1⇒過去5年間にM&Aを実施した中堅・中小企業者であること

要件2⇒産業競争力強化法の特別事業再編計画の認定を受けて株式取得によるM&Aを実施すること

3, ☆M&Aでは株式取得価額の10割を損金処理できる。☆

例えば1億円で株式を取得した場合、1億円が損金計上（準備金として積立）となります。

要件⇒上記2の中堅・中小企業者が行う2回目以降のM&Aであること。

この中小企業事業再編投資準備金準備金は1の場合は5年後、2、3の場合は10年後から5年間に渡って取崩益金算入の必要があります。M&Aが中小企業の取るべき大きな課題となり、趨勢ともなった今、研究しておくべき税制です。

もっと詳しいことがお知りになりたいときは、こちら総務部へご一報を！お待ちしております。

【益金算入】	□ □ □ □ □
【損金算入】	↑←据え置き期間5年（1の場合）→↑
損金処理 （準備金積立）	益金処理 （準備金取崩）

積極的に考えてみませんか！

四ヶ所十郎

こちら総務部便り

Vol.56

2024
霜月号



40km ウォーキング



10月4日、とあるお客様からお声がけをいただき、鹿児島県の知覧という地で、40kmを歩いてきました。普段はほとんど歩くことすらなく、移動はもっぱら車、仕事も指を動かすだけです。アップダウンの多い道を約10時間かけて歩くことは、想像以上に大変なものでした。

これだけ歩いたのはいつ以来だろうと私の薄い記憶を辿ってみたところ、そういえば屋久島の縄文杉を見に行ったことがあることを思い出しました。なんと20年ほど前のことです。

月日は流れ、年を取り、体力は衰える一方の中で、今回、歩くことを決意したのは、**チャレンジ精神**でした。こういう機会は二度とないだろうと思ったこと、何かにチャレンジすることも少なくなってきたと感じたからです。ウォーキングの道中は、思うことが多々ありました。「一人なら、もう止めているな。」とか「みんな頑張っているし、自分も頑張ろう。」とか「全員でゴールしたい。」などなど。人は一人で生きていけないということを改めて痛感させられました。

いやあ、なかなか濃い体験をさせていただきました。感謝。

四ヶ所 直樹

体調管理とそれから



早いもので今年も残すところ2カ月となってしまいました。社会人になってから時の流れの速さを実感しております。

先日、**インフルエンザA型、B型同時に**感染してしまいました。同時感染はなかなか珍しいようです。これから寒くなる時期、日ごろから予防を心がけましょう。

選挙が終わり、「103万円の壁」から「178万円の壁」への見直しが議論されています。もし、実現すると、給与所得450万円の場合、平均的に11～13万円程度減税されることになるそうです。ニュースやネットでは賛否の声がありますが、一国民として、手取りが増えることは嬉しいことです。

富松



～手形サイトの規制～

2024年11月以降、下請法の運用ルールが変わります。

中小企業庁では、中小企業の取引適正化の重点課題の1つに【**支払条件の改善**】を位置づけ、業種別の下請ガイドラインや自主行動計画などを通じ、約束手形、電子記録債権、一括決済方式による下請代金支払のサイトの短縮を推進してきました。

2024年11月以降、下請法上の運用が変更され、サイトが60日を超える約束手形や電子記録債権の交付、一括決済方式による支払は、『**割引困難な手形**』等に該当するおそれがあるものとして行政指導の対象となります。

また、中小企業庁は、公正取引委員会と連名で、下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮する、代金の支払いをできる限り現金によるものとするなど、サプライチェーン全体での支払い手段の適正化に努めることを各産業の業界団体や、金融機関及びそれを監督する省庁等に対し、要請文を発出しています。

割引困難な手形・・・一般的に言えば、その業界の商慣行、親事業者と下請事業者との取引関係、その時の金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間を超える長期の手形と解される。

～公正取引委員会・下請法Q&Aより～



*中小企業庁『手形適用変更周知ポスター』より一部抜粋

Access について

- アクセス -



microsoft Accessについて前月も紹介させていただきましたが、今月はより深掘りしていきたいと思ひます

③フォームの作成

フォームはデータを入力したり、検索したり、集計結果を表示する専用画面です。

例えば下記の図は従業員情報を入力するフォームです。

フォームに入力したデータは自動的にテーブルに保存され、データベースとして蓄積され、データベースから必要な情報をピックアップしてフォームに表示されるという感じです。

フォームにはチェックボックスやリストボックス、ボタンやサブフォームといった様々な部品が用意されており、それを組み合わせて使いやすい入力画面を作成することが可能です。



④レポートの作成

フォームは Access の画面上で入力を行ったり、集計結果を表示する機能でしたが、結果を印刷したい場合があると思ひます。

レポートは Access に入力されたデータを元にした帳票や集計結果を印刷するための機能です。

例えば、給与明細も作成することができます。



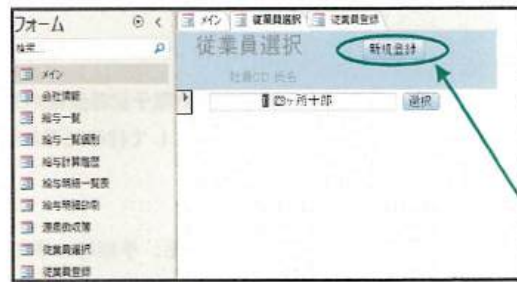
【Accessの言語】

ここまで述べてきた機能は Access の標準機能で、それぞれの機能ごとにオブジェクトを作成していきます。これだけでも十分に Excel と差別化した機能なのですが、更に業務を効率化するために利用できるのが VBA です。VBA はプログラミング言語です。Access だけでなく、Word、Excel 等の Office アプリケーションで使用できる言語です。

Excel で VBA 言語を用いてプログラムを作成する方もいらっしゃると思ひます。

Access では、フォームのボタンを押した際の動作や、レコードの抽出から一括更新させる処理などを自動化する際に VBA が使用できます。

VBA を使えば、ほぼどんな機能でも実装可能です。例えば、下記の従業員選択フォーム。「新規登録」ボタンで上の従業員登録のフォームを開きなさいというプログラムは VBA 言語で書いたら下記ようになります。



```
Private Sub コマンド6_Click()  
DoCmd.OpenForm "従業員登録", , , acFormAdd  
End Sub
```



結論

一般の市販ソフトではなく、会社専用のソフトを一から作成するのは Access でできますが、基本的なプログラミングやデータベース管理の知識を持たないと Access の新規開発は難しいと思ひます。しかし既存の Access のソフトを利用するのは Excel より便利で市販ソフトのように作業が効率化や自動化できます。

フウソ

地図アプリ「マップ」やばいです



私は、基本方向音痴なので、だいたい場所がわかっていても、iPhone の地図アプリ「マップ」を利用して目的地に向かいます。ほとんどの場合問題なく到着するのですが、たまにやばい道を案内することがあります。

数年前のことですが、その日は、雨で福岡から帰宅する途中に地図アプリを利用して帰宅していました。「えっ、こっちと思ひながら進んでいくと、気付けば山奥で、離合が難しいような道に案内されていました。木々は垂れ下がり、昼間なのに真っ暗で恐怖の中進んでいくことに。

そんな時、なんと対向車が・・・「なんでこんな道通るとかやんっ」とつぶやきながら、おそらくお互い様・・・なんとサイドミラーをたたみ離合に成功。

ですがその後も 2、3 台すれ違いました。

感覚的に余計時間がかかった気がしストレスもマックスで大変疲れました。

もしかしたら相手も同じ道を案内されたのか、ただの近道なのかは今もわかりませんが、恐怖体験でした。

ネットで調べてみると、意外と多いようで車が物理的に通ることが困難な道だとしても、距離的にとにかく最短となる道を案内するようになっているのだそうです。

一方カーナビは「幹線道路優先」モード等が搭載されているようです。

今は改良されてかはわかりませんが、カーナビ設定は面倒なので今も「マップ」を利用している今日この頃です。

辻直英

~「福岡県介護応援宣言企業」~



10月のある日曜日に久留米市でテニスの日とイベントがあり、初心者からベテランまで「みんなで一緒にテニスを楽しみましょう」ということで息子が参加するので、私も一緒に参加してきました。

下は中学3年生の男の子から最高年齢はなんと84歳のおじいちゃん！！

私はというと77歳のおばあちゃんとペアを組んでダブルスの試合をすることになり、「おばあちゃん、大丈夫だろうか？おばあちゃんを走らせちゃいけないから、私が頑張らないと！！」と思っていたのに、おばあちゃんのボールコントロールの上手いこと。

逆に、私が助けられました。試合が終わって「すごいですね〜。」っていうと「テニス歴60年だからね。あなたも私の年になるまで頑張るね。」と励まされ、元気をもらいました。

このように元気な高齢者の方ばかりだといひのですが、高齢化社会に伴い、介護が必要な高齢者の数が増加しています。介護現場では人手不足が深刻です。

介護は多くの場合、家族にとっても大きな負担となります。特に、高齢者の親を介護する「介護の連鎖」や働きながら介護を行う「介護の離職」などが問題となっています。

「介護休業制度」がありますが「育児休業制度」に比べて認知度は十分ではありません。

そこで、前号では「子育て応援宣言企業」を紹介しましたが、今回は「介護応援宣言企業」を紹介します。

【福岡県「介護応援宣言企業」の登録制度について】{福岡県のホームページ参照}

少子高齢化が進み、労働力人口が減少していくなかで、企業の持続的な成長のためには、優秀な人材の確保だけでなく、その定着率を高めることが重要です。

一方で、全国で約10万人の方が、家族の介護・看護を理由に離職・転職している現状があります。

家族の介護に直面する従業員は、今後さらに増えていくことが見込まれています。

企業の中核となる人材が、介護を理由に離職することは、本人にとって不本意であるだけでなく、企業にとっても大きな損失です。

福岡県では、従業員が仕事と介護の両立を図りながら、引き続き、その能力を活かして働くことができる社会の実現を目指して、「介護応援宣言企業」登録制度を実施しています。

この制度は、企業・事業所のトップが、従業員の仕事と介護の両立を支援する取組を自主的に宣言し、それを県が登録するものです。

【登録期間】

登録期間は3年間です。(3年毎の登録更新の際に、宣言内容を見直していただきます)

【募集対象】

福岡県内に事務所等がある、全ての企業・事業所です。

本社がある場合はその企業の代表者、支社のみがある場合は、支社の代表者の宣言になります。



【宣言内容】

企業・事業所のトップの方が、従業員の仕事と介護の両立を支援するために具体的に取組まれることを宣言します。法定以上の制度をつくることなどを無理に宣言する必要はありません。

一歩ずつ両立しやすい職場の雰囲気づくりを目指して、貴社の実情にあわせて始めてみてください。

例えば

- ・従業員の介護の実態や支援ニーズの把握
- ・介護について相談しやすい職場風土づくり
- ・介護休業・介護休暇が取得しやすい環境の整備
- ・介護期間中の柔軟な働き方への配慮

このような視点で、社内で具体的に取組んでいくことをご検討ください。



福岡県介護応援宣言登録マーク



介護応援宣言登録証

~北原~

『お知らせ』
こちら総務部のホームページがリニューアルしました。ぜひご覧ください。

こちら総務部便りデジタル版を配信ご希望の方はこちらの登録フォームからどうぞ！>>>>>